

地域事業 「瑞穂区民まつり2015」に協賛しました。

- 日時：8月1日(土) 午後4時～午後8時30分
- 場所：パロマ瑞穂レクリエーション広場
- 実施主旨・目的
 - シンボルマーク(ハトマーク)の啓蒙活動
 - 宅建協会で行っている無料相談のPR活動。
 - 地域の一般消費者への宅建協会に対する認知ならびに理解。
- 実施内容：ボックスティッシュ、不動産無料相談実施のチラシ等配布。
ブースにてピンポンダーツ(景品付)、抽選会(景品提供)



酷暑なか、会場内はハトマークの手提げ紙袋を持った人でにぎわい、ブース内のピンポンダーツでは、キャラクターグッズやおもちゃに幼児から小学生の子供たちの長い列ができ、たいへん人気がありました。また、抽選会へ、ふとんクリーナー、トレーニング器具、3DSLL等を提供し、大変盛り上がりしました。



平成27年度 第1回県下統一研修会のご報告 開催日：8月25日(火) 於：名古屋市公会堂
名南東支部出席者数：250名(正会員・準会員及び従業者)

第2回県下統一研修会は、平成28年1月27日(水) 受付午後0時30分～ 午後1時開始

「不動産キャリアパーソン」 支部にて随時、受け付けています！！

～ 不動産取引実務の基礎知識習得を目的とした通信教育資格講座 ～

申込方法：①全宅連ホームページからWEB申込 ②宅建協会への書面申込(所属支部へ問合わせ)

受講料(税別)：①宅建協会会員およびその従業者1人8,000円 ②①以外の方1人12,000円

■合格者には合格証書が交付され、全宅連に資格登録申請されると「不動産キャリアパーソン資格登録証(カード)」とネクストライブ付きカードケース、「有資格者在籍店ステッカー」が送られます。

「宅地建物取引士証」 切替再交付を協会本部にて実施中！！

～ 有効期限に関係なくどなたでも申請できることとなりました～

必要書類：①顔写真1枚(縦3cm・横2.4cmのカラー) ②認印 ③手数料 4,500円

④392円分の切手(宅建士証郵送希望の方) 詳しくは協会本部にお問い合わせください。



「犯罪収益移転防止法」により、 講じるべき措置について 教えてください

マネーロンダリング対策の推進を目的とした国際的枠組みであるFATF (Financial Action Task Force on Money Laundering) の「40の勧告」(マネーロンダリング対策の国際基準) 改訂を踏まえ、平成20年に「犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。以下、「犯罪収益移転防止法」といいます)」が施行されました。

今号では、最近の改正点も含め、犯罪収益移転防止法により宅建業者が講じなければならない措置について解説します。

◆宅建業者が講じなければならない措置

犯罪収益移転防止法は、宅建業者、ファイナンスリース業者、司法書士等の非金融機関・職業専門家等を「特定事業者」として位置付け、本人確認等の義務づけ等を行うものです。

同法において、宅建業者は、宅地もしくは建物の売買又はその代理もしくは媒介を行うに際して、運転免許証の提示を受ける等の方法により、顧客等について本人特定事項の確認を行うとともに、その記録を7年間保存することとされています。また、顧客等との間で宅地もしくは建物の売買又はその代理もしくは媒介に係る取引を行った場合は、取引記録を作成し、当該記録を7年間保存することとされています。さらに、收受した財産が犯罪による収益である

疑いがある場合等には、速やかに、一定の事項を所管行政庁(免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事)に届け出ることが義務づけられています。具体的な本人確認の方法等については施行令及び施行規則で定められています。詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

◆最近の改正関係

犯罪収益移転防止法は、平成23年に「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律(平成23年法律第31号)」により改正され、特定事業者は顧客管理情報(①取引目的、②職業又は事業内容、③実質的支配者の有無と本人特定事項、④リスクが高い取引について資産及び収入の状況)についても確認することとされています。

また、平成26年の「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第117号)」においては、主務省令による疑わしい取引の判断方法の明確化や事業者が行う体制整備等の努力義務の拡充(顧客管理措置の実施に関する内部規定の策定等)等が規定されています。なお、これらの規定は公布の日(平成26年11月27日)から2年以内に施行予定です。(文責：岡村雅人)